

令和5年10月19日
都市整備部住宅課

管理計画認定事務に係る事務手数料について

1. 概要

マンション管理計画認定制度の実施に係る管理計画認定事務については、各地方公共団体が事務手数料を徴収することができることとなっている。

本区においても管理計画認定制度を開始するにあたり、事務手数料を徴収する。

なお、事務手数料は、管理計画認定の申請書類としてマンション管理センターより発行される事前確認適合書の提出を必須とし、区独自の基準以外の事前審査が軽減されることから、これを踏まえた設定とする。

一方で、変更認定については、新規及び更新認定と異なり、事前確認適合書の対象外であり、区が全ての審査を行うこととなるため、実質的な審査時間を踏まえた設定とする。

2. 手数料額

		基本手数料	加算手数料(※)
新規申請（事前確認適合書必須）		4,100円	1,800円
更新申請（事前確認適合書必須）		4,100円	1,800円
変更申請 (各基準に係 る事項毎に設 定、事前確認 適合書なし)	管理組合の運営	4,800円	2,600円
	管理規約	4,000円	2,600円
	管理組合の経理	4,600円	2,800円
	長期修繕計画の作成、見直し等	9,800円	5,200円
	組合員名簿、居住者名簿	2,900円	1,700円
	上記以外の基準	2,000円	900円

※団地型マンション等長期修繕計画が複数ある場合は、二つ目以降長期修繕計画毎に、加算手数料を徴収する。

※事務手数料額は、東京都と同額とする。

3. スケジュール

令和5年11月 事務手数料条例の改正を令和5年第四回区議会定例会に提案
公布の日から施行